

令和7年12月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

## 令和7年12月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和7年12月23日 (火) 午前10時00分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 報告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和7年12月議会定例会の追加議案について・・・・・・・・1</li><li>・特別支援教育市民フォーラムの開催について・・・・・・・・5</li><li>・令和7年度優良P T A文部科学大臣表彰について・・・・6</li><li>・令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について・・・・7</li><li>・新潟市いじめの防止等のための基本的な方針の改定について・・・9 (別冊資料あり)</li><li>・教職員による性暴力等に係る実態把握調査の結果について・・・19</li></ul> <p>第3 次回日程</p> <p>1月定例会 令和8年1月27日 (火) 午前10時30分</p> <p>第4 閉会</p>

# 報 告

## 令和7年12月議会定例会の追加議案について

令和7年12月議会定例会の追加議案について、緊急を要し教育委員会会議を開催する暇がないため、教育長が臨時に代理しましたので報告します。

## 令和7年度新潟市一般会計補正予算について

### **【事業費補正】**

#### **施設課**

##### **1 学校改修事業**

###### **(1) 事業概要**

工事発注や施行時期の平準化により工事を行うことで、公共工事の品質確保につなげ、教育環境の向上を図ります。

###### **(2) 一般会計予算補正額**

＜各事業対象校＞

###### **●増改築事業：2学校（小学校1校、中学校1校）※エレベーター設置**

小学校：女池

中学校：両川

###### **●大規模改造事業：7学校（小学校5校、中学校2校）**

小学校：葛塚、中野山、大形、女池、小合東

中学校：山潟、内野

###### **●学校施設エコスクール化推進事業：11学校（小学校5校、中学校5校、高等学校1校）**

（トイレ改修）

小学校：東山の下、鳥屋野、横越、亀田西、立仏

中学校：木戸、下山、新津第一、白根北、内野

高等学校：万代

###### **●空調設備整備事業：44学校・園（小学校41校、中学校2校、幼稚園1園）**

小学校：南浜、太夫浜、山の下、木戸、竹尾、江南、関屋、日和山、上所、女池、  
万代長嶺、紫竹山、丸山、大淵、亀田、亀田西、新津第一、荻川、金津、  
新関、阿賀、根岸、大通、味方、庄瀬、新飯田、茨曽根、小林、小針、真砂、  
五十嵐、東青山、大野、山田、青山、曾根、鎧郷、升潟、越前、巻南、松野尾

中学校：両川、白根北

幼稚園：沼垂

●照明設備LED化推進事業：24学校（小学校17校、中学校7校）

小学校：山の下、東中野山、南中野山、浜浦、関屋、新潟、上山、紫竹山、  
荻川、阿賀、小須戸、小針、新通、西内野、東青山、大野、巻北  
中学校：松浜、寄居、大江山、小須戸、白南、白根第一、両川

●緊急修繕事業（改修）：5学校（小学校3校、中学校1校、高等学校1校）

小学校：早通（衛生設備）、臼井（体育館屋根）、坂井東（体育館屋根）、  
中学校：横越（体育館屋根）  
高等学校：明鏡（武道場屋根）

●非構造部材耐震化事業：5学校（小学校5校）※体育館外壁

小学校：葛塚、葛塚東、早通南、木崎、五十嵐

歳出の部

7,777,800千円

増改築事業	331,400千円
大規模改造事業	3,281,600千円
エコスクール化推進事業	293,500千円
空調設備整備事業	2,027,100千円
LED化事業	1,248,700千円
緊急修繕事業	280,500千円
非構造部材耐震化事業	315,000千円

歳入の部

7,777,800千円

国費	1,312,200千円
起債	6,465,600千円
一般財源	0千円

繰越明許費設定

7,777,800千円

## 保健給食課

### 2 学校給食費支援事業

#### (1) 事業概要

米をはじめとした食材費の上昇が、保護者が負担する給食費に影響しないよう、臨時交付金を活用して公費負担額を増額し、保護者の負担抑制を図るもの。

#### (2) 一般会計予算補正額

歳出の部	91, 164千円
学校給食費支援事業	91, 164千円
歳入の部	91, 164千円
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	91, 164千円

## 中央公民館・中央図書館

### 3 賃金上昇の促進

#### (1) 事業概要

指定管理契約または長期委託契約のうち人的労働が中心となるものについて、賃金上昇分として補正するもの。

#### (2) 一般会計予算補正額

予算本配当課	歳出の部 (委託料)	歳入の部 (物価高騰対応重点支援地方 創生臨時交付金)
中央公民館	2, 995	2, 995
中央図書館	5, 475	5, 475



# わが子の“成長”を支えるために 今できること これからできること

自分らしく生きるって、どういうこと?  
考え続けながら歩んでいる人の声を  
聞いてみませんか。

第1部では、子どもの行動の背景にある心の動きを読み解き、  
第2部では保護者や本人の経験から成長のポイントを共有し、  
大人が笑顔で子どもと接することを目的としています。

2026年

日時

1月24日土  
14:00-16:20 開場13:30~

対象

未就学児保護者  
小・中・高校生の保護者  
学校園教職員、CS委員  
子どもと関わる方

会場

新潟ユニゾンプラザ  
多目的ルーム オンライン配信有  
会場参加先着400名（申込時確認）  
親子ルームでの観覧可能（要問合せ）

申込



参加費：無料  
※保育付要申込  
保育は定員  
に達しました。

<https://forms.gle/v43XvdckmPCVUVTo8>



14:00 第1部：基調講演 講師：鳥取大学医学系研究科 教授 井上 雅彦  
著書：「発達障害&グレーゾーンの中高生の育て方」等多数  
(演題)「子どもの行動を理解する支援のまなざし」

14:55 質疑応答（海外からオンライン中継）

15:05 第2部：保護者・本人・専門家による実践トーク  
(演題)「子どもの成長を支える環境づくり・学校とのかかわり」

座長：新潟大学教育学部 教授 有川 宏幸

著書：「教室の中の自閉スペクトラム症 あなたの隣で困ってはいないか？」

16:20 登壇者：小中学校で特別支援学級に在籍していた高校生とその保護者

#良い親子関係 #わが子にあった学校 #卒後の進路

主催：新潟市教育委員会 主幹：特別支援教育課 後援：新潟市小中学校PTA連合会  
お問合せ：025-226-3267 tokushi@city.niigata.lg.jp

本人・保護者の  
体験が聞ける  
貴重な機会です

## 令和7年度優良PTA文部科学大臣表彰について

文部科学省では、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的に、標記表彰制度を設けています。新潟市からは下記PTAが受賞しましたのでご報告いたします。

### 1 表彰対象PTA

新潟市立新通つばさ小学校PTA

### 2 活動の特徴

- ① 学校を中心とした絆づくりを図るため、文化祭および作品展の学校行事を行う「つばさの日」に、児童や卒業生、入学前の児童、保護者、地域住民が参加するイベントを開催した。
- ② 学年間のつながりを広げ、学校全体の親和性を高めるため、異学年で構成した班でボール転がしやリレーに挑戦し、協力しながら交流を図る「あおぞらアドベンチャー」を実施した。
- ③ 交通安全運動やあいさつ運動を地域と一体で推進するため、中学校区まちづくり協議会や見守り隊などの地域団体と連携し、取り組みの広がりを生み出した。

### 3 表彰式

- (1) 期日 令和8年2月6日（金曜）
- (2) 会場 文部科学省東館3階 第一講堂（東京）

## 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

### 1 調査の目的

児童生徒の体力の状況を把握・分析することと、その改善を図る。

### 2 調査の対象となる児童生徒

国・公・私立学校の以下の学年を原則として、全児童生徒を対象

- (1) 小学校調査 小学校、特別支援学校小学部 第5学年  
(2) 中学校調査 中学校、中等教育学校、特別支援学校中学部 第2学年

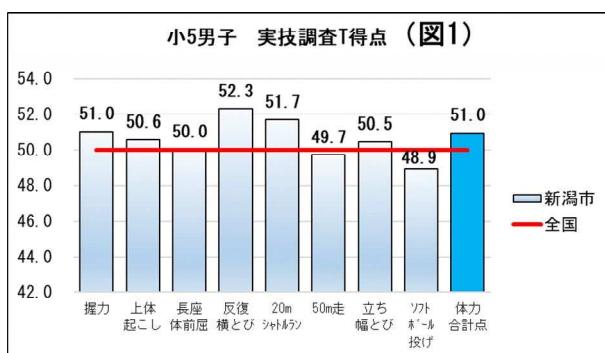
### 3 調査事項

実技に関する調査、質問紙調査（運動習慣、生活習慣等に関する質問紙調査）

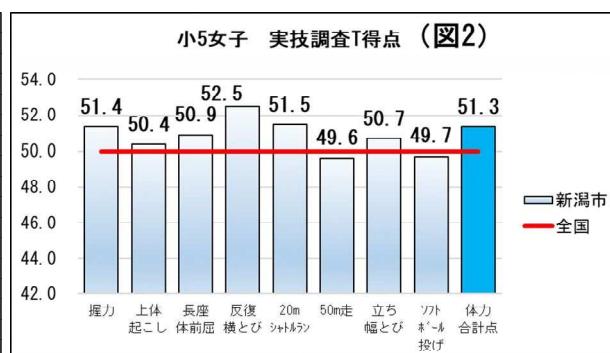
### 4 令和7年度新潟市調査結果概要

#### (1) 実技

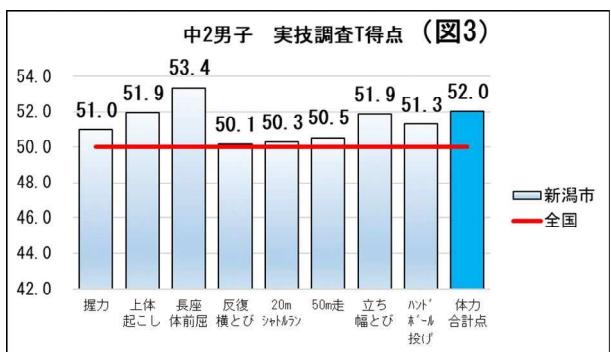
##### ①T得点



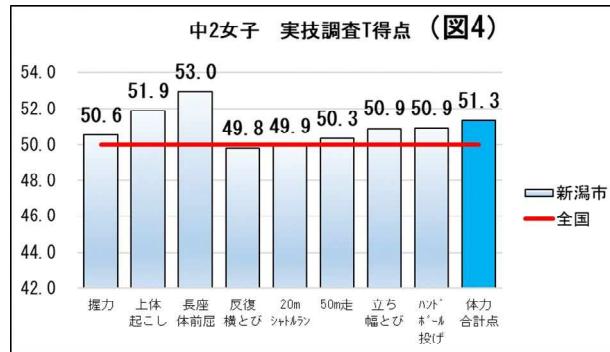
〔政令指定都市別〕全国2位



〔政令指定都市別〕全国1位



〔政令指定都市別〕全国1位



〔政令指定都市別〕全国2位

※中学校2年生では、シャトルランを持久走に置き換えて実施してもよいこととなっているが、本市では体力テストでシャトルランを行っている。

※ボール投げは、小学校はソフトボール、中学校はハンドボールを使用している。

表1 実技		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (回)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ボール投げ (m)
小5 男子	全国	15.97	19.45	33.88	40.90	47.95	9.46	150.96	21.06
	新潟市	<b>16.37</b>	<u>19.81</u>	<b>33.92</b>	<b>42.85</b>	<b>51.66</b>	9.49	<b>152.12</b>	<u>20.23</u>
小5 女子	全国	15.61	18.36	38.17	38.71	36.87	9.77	142.39	13.10
	新潟市	<b>16.12</b>	<u>18.55</u>	<b>38.98</b>	<b>40.56</b>	<b>39.23</b>	9.81	<b>144.09</b>	<u>12.98</u>
中2 男子	全国	28.91	25.99	44.98	51.63	78.59	8.00	197.50	20.66
	新潟市	<b>29.63</b>	<b>27.23</b>	<b>48.85</b>	<b>51.77</b>	<b>79.32</b>	<b>7.94</b>	<b>203.53</b>	<b>21.44</b>
中2 女子	全国	23.12	21.62	46.97	45.77	50.44	8.97	166.39	12.36
	新潟市	<b>23.38</b>	<b>22.78</b>	<b>50.18</b>	<u>45.61</u>	50.30	<b>8.94</b>	<b>169.04</b>	<b>12.75</b>

## ②具体的数値

※太字は、全国平均を上回った項目。（32項目中26項目）

※下線は、昨年度の記録を上回った項目。（32項目中19項目）

## （2）児童・生徒質問紙

※新潟市の回答に特徴があると捉えた項目のみ 赤数字は、全国平均を下回った項目

図5【児童・生徒質問紙】		設問1 運動やスポーツをすることが好き	設問2 体育・保体の授業は楽しい	設問3 目標を意識した学習で、できたり分かたりする	設問4 友達と助け合ったり教えあったりする学習で、できたり分かたりする	設問5 ICTを使って学習することで、できたり分かたりする	設問6 平日の学習以外のスククリーンタイムが3時間未満である	設問7 保健で学んだ運動、食事、休養および睡眠に気をつけた生活を送っている
小学校 5年男子	全国	93.4%	94.6%	85.6%	86.8%	62.5%	57.5%	82.0%
	新潟市	<b>94.2%</b>	<b>94.4%</b>	<b>87.7%</b>	<b>88.4%</b>	<b>71.8%</b>	<b>54.9%</b>	<b>82.8%</b>
小学校 5年女子	全国	85.8%	88.1%	82.5%	87.4%	60.1%	62.9%	81.0%
	新潟市	<b>87.9%</b>	<b>87.8%</b>	<b>84.1%</b>	<b>88.8%</b>	<b>69.6%</b>	<b>59.6%</b>	<b>83.8%</b>
中学校 2年男子	全国	91.0%	92.9%	85.8%	88.8%	69.3%	50.0%	78.6%
	新潟市	<b>90.9%</b>	<b>91.6%</b>	<b>86.6%</b>	<b>90.8%</b>	<b>79.5%</b>	<b>44.3%</b>	<b>81.6%</b>
中学校 2年女子	全国	77.2%	84.2%	82.3%	87.3%	63.9%	50.7%	70.2%
	新潟市	<b>78.7%</b>	<b>81.2%</b>	<b>85.7%</b>	<b>87.7%</b>	<b>73.9%</b>	<b>47.8%</b>	<b>73.1%</b>

※スクリーンタイム…平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機器等の画面の視聴時間

## （3）学校質問紙

※新潟市の回答に特徴があると捉えた項目のみ 赤数字は、全国平均を下回った項目

図6【学校質問紙】		設問1 調査やデータ等に基づき、PDCAサイクルを確立している	設問2 体育・保体の授業で話し合う活動を全ての学年で行っている	設問3 体育・保体の授業でICT活用している（毎時間～1週間に1回以上）	設問4 体育・保体の授業で児童生徒同士で助け合ったり、役割を果たしたりする活動を取り入れている	設問5 児童生徒が主体的に体力向上に取り組むため、授業改善に取り組んでいる	設問6 健康三原則の大切さを児童生徒に様々な場面で適宜伝えてい	設問7 体育・保体の授業以外で、児童生徒の体力向上に関する取組を行っている
小学校	全国	88.3%	60.7%	46.7%	98.6%	90.9%	93.7%	78.7%
	新潟市	<b>91.6%</b>	<b>64.5%</b>	<b>70.1%</b>	<b>99.1%</b>	<b>95.3%</b>	<b>96.3%</b>	<b>69.2%</b>
中学校	全国	86.9%	88.9%	60.6%	98.4%	97.1%	97.1%	49.9%
	新潟市	<b>91.2%</b>	<b>91.2%</b>	<b>80.7%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>45.6%</b>

## 「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」改定（案）に対する意見

### 1 「第Ⅰ章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方」について

意見者	頁	項目	意見	意見に対する見解
こども 未来部	1	はじめに	「子ども」→「こども」に統一する。「,」→「、」に統一する。	市の標記に沿って「こども」に統一する。「,」→「、」に統一する。
こども 未来部	1	はじめに	「改訂」→「改定」に統一する。	「改訂」→「改定」に統一する。
教育総務 課	1	下から3行	「内容の充実と実効性をより高めるために」→修正前のままがよい。	修正前の「内容の充実を図り、実効性をより高めるために」とする。
教育委員	2	1	理念だけでなく、数値目標や評価指標を設定し、進捗を公開する仕組みを加えるべき。	国の基本方針に沿って基本理念を明記しており、数値目標や評価指標は教育振興計画等で示すものとする。
教育委員	3	3 (1)	学校外の人的関係（塾・クラブ等）についてもより具体的に例示すべき。	国の基本方針に沿って定義を示している。案の中でも学校外の人的関係についても言及している。
教育総務 課	3	3 (1)	下から7行目。「 <u>主観的には</u> 些細な行為と判断されるような場合は分かりにくい。	「 <u>周囲から見ると</u> ささいな行為と判断されるような場合」とする。
教育委員	4	4	いじめ防止に向けた基本スタンスを示すもの。各文の末尾が「…が必要である。」と括られており、客観的な課題提起に受け止められる。主体的な意思を明確に表現する書き方がよい。	基本的な構えや理念は、国の基本方針と同様の書きぶりとしている。
教育委員	5	4 (1) 2行目	「地域、家庭と一体…を」を「地域・家庭」に直す。	国の基本方針の文言に合わせて、案のまととする。
教育委員	5	4 (2) (3)	いじめの早期発見、初動の大切さについて強調する文言を付け加えるべき。	第Ⅲ章3 (4) で初期対応の重要性や「疑い」の段階から確実に対応することを加筆する。
教育委員	5	4 (2) 4行目	ささいな→些細な	国の基本方針の文言に合わせて、案のまととする。
教育委員	5	4 (2) (5)	「学校の設置者」は具体的には何を指すのか。	正式には新潟市（新潟市長？）だが、実質的に学校教育を担う「 <u>教育委員会</u> 」に置き換える。

教育委員	5	4 (4) 最後の行	「…体制を構築する。」を他の文末とそろえて、「…体制を構築する必要がある。」とした方がよい。	国の基本方針の文章表現に合わせて原案通りとする。
教育委員	6	4 (5) 上から3行目	「担当者の窓口交換…」の「窓口交換」の表現が分かりづらい。別の表現をした方がよいのではないか。	国の基本方針の文章表現に合わせて原案通りとする。
市民連絡協議会	6	(1) 以降	(1) … (5) はいじめ防止に向けた市民の責務を示してものであり、残すべきである。	「 <u>5いじめ防止等に向けた責務</u> 」として記載を残す。

## 2 「第Ⅱ章 いじめの防止等のために市・教育委員会が実施する施策」について

意見者	頁	項目	意見	意見に対する見解
教育総務課	7	1 (3) 1行目	「国の方針において…設置する」 →「国の方針に基づき…設置する」ではないか。	「 <u>国の方針に基づき…設置する</u> 」とする。
教育総務課	7	1 (3) 2行目	第三者委員会は、(2) の専門委員会同様に「附属機関として」条例で設置するのではないか。	1行目 『いじめの重大事態が発生した場合の <u>調査を行う機関として</u> 、「いじめ重大事態調査第三者委員会」を <u>附属機関として</u> 教育委員会に設置する。』と記載する。
市民連絡協議会	7	1 (3) 3行目	「精神科医」→「医師」にする。	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）の記載に則り、「 <u>医師</u> 」と記載する。他箇所の記載も同様に修正する。
教育委員	7	1 (2)	外部専門家の関与を学校裁量に委ねるのではなく、教育委員会が最低限の基準を設け、透明性を担保すべき。	いじめ防止対策等専門委員会が学校に対して直接関与することはない。
教育委員	7	1 (3) 5行目	「当該調査の公平性・中立性を確保するように努める」→「当該調査が公平・中立であるよう考慮する」	「当該調査の公平性・中立性を確保するように努める」→「 <u>当該調査が公平・中立であるよう考慮する</u> 」
教育総務課	8	1 (3) 1行目	「新潟市学校問題対応チーム設置要綱」には定めない。専門委員会同様に詳細を規則で定める必要が	「 <u>新潟市学校問題対応チーム設置要綱</u> 」→「 <u>いじめ重大事態調査第三者委員会規則</u> 」とし、新たに規

			ある。	則を定める。
教育委員	8	2 (1)	〔 〕内のタイトルは、学校現場でも共通理解をもって行動を促してもらうために、できるだけ簡潔で記録に残りやすい表現がよい。	全ての教職員に周知している「新潟市授業づくりサポート」でも同じ表現にしている。
教育委員	8	2 (1) 3行目	「めあてをもち」→漢字の「目当てを持ち」または「目標を持ち」にする。	「めあてをもち」→「 <u>目標</u> をもち」とする。
教育総務課	8	2 (2)	「授業づくりサポート」の活用や授業力向上は大切だが、いじめ防止の観点からは上位に位置づけるものではないのではないか。	国の生徒指導提要でも、学校の教育活動全体で児童生徒を育むことや、教育活動の中核となる授業での児童生徒との関わりがいじめ防止の基礎となることが示されており、学習指導と生徒指導の一体化は重要だと考える。
教育委員	8	2 (2)	文科省から発出された「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」の活用等で研修の充実を図る。	記載はしないが、研修の資料として積極的に活用していく。
教育委員	9	2 (2)	研修の必修化を明記し、特に若手教員に対する人権教育・SNS対応研修を制度的に義務化するべき。	研修の具体的な方法や対象者等については、実施主体ごとに別に定めている。
市民連絡協議会	9	2 (2)	各学校で実施する研修の状況について、教育委員会が点検を行い、実施状況の把握を行う。	「〇いじめ防止に対する意識や対応力の向上を図るために各学校で行う研修について、教育委員会は定期的に実施状況を点検し、必要に応じて学校に指導を行う。」を加える。
教育総務課	8	2 (4) 4つ目の〇	「新潟市いじめ防止対策等専門委員会」ではなく、第三者委員会ではないか。	「新潟市いじめ防止等専門委員会」→「 <u>いじめ重大事態調査第三者委員会</u> 」とする。
教育委員	9	2 (5) タイトル	「保護者、地域との連携」→「保護者や地域との連携」にする。	「保護者、地域との連携」→「 <u>保護者や地域との連携</u> 」にする。
市民連絡協議会	11	2 (7) 上から8行目	「警察との積極的な連携」にも触れるべきである。	「重大な被害に至るおそれのある案件については、警察とも連携して対応に当たる。」を追記。

教育委員	11	2 (9) 2つ目の○	教職員はいじめが発生することについて「自分の評価にかかわる」と危惧していじめではないと判断していることがあるのではないか。いじめを発見したら速やかに報告、相談することこそが評価されるという内容の文言を入れてはどうか。	2行目  「いじめの防止、早期発見（速やかな報告、相談）、いじめが発生した際の…」を追記。
教育委員	13	2 (12) 2つ目の○	「いじめを行った児童生徒の保護者に対して…」の文書が分かりにくい。	「いじめを受けた児童生徒を含むすべての児童生徒が安心して教育を受けられるようするために、学校教育法…判断される事案については、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該生徒の出席停止や、…」に修正する。

### 3 「第Ⅲ章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」について

意見者	頁	項目	意 見	意見に対する見解
教育委員	12	2 (1)	校内対応だけでなく、教育委員会が定期的に参加し、外部性を確保する仕組みを追加するべき。	教育委員会が学校訪問した際にミーティング記録等を確認している。
教育委員	13	1 1行目	「参考にして、自らの学校と」→「参考に、学校として」	「参考にして、自らの学校と」→「参考に、学校として」とする。
教育委員	14	2 (1)	いじめの発生を教職員が認知した際、組織・チームで対応することが重要。担任一人で抱え込むことなく、他職員に相談しやすい環境、認知後の役割分担、対応等についてどこかに入れることができか。	本基本方針は、いじめ対応の基本的な方向性を示すものであり、具体的な役割分担や対応等については、「対応ガイドブック」で示すこととする。
教育委員	15	2 (1) 上から1行目	弁護士や精神科医など外部専門家の参加を必須化し、学校ごとの裁量に任せないようにすべき。	国の基本方針でも必須化はしていない。現実問題として、全ての学校に弁護士や医師等を配置することを義務化するのは困難。
教育委員	15	2 (2) 上から2行目	「可能な限り弁護士、精神科医等の医師、教員・警察官経験者などの地域人材を加えることを、学校	該当箇所を「可能な限り、弁護士、精神科医等の医師、教員や警察官経験者などの地域人材等

			の実情に応じて校長が定める。」 →「可能な限り、弁護士・精神科医等の医師・教員や警察官経験者などの地域人材等を加えることとし、校長が学校の実情に応じて定める。」	<u>を加えることとし、校長が学校の実情に応じて定める。」とする</u>
市民連絡協議会	16	3 (1) 1行目	「○すべての児童生徒を加害者にも被害者にもさせない」を一番に掲げてほしい。	<u>一番上の○の冒頭に「すべての児童生徒を加害者にも被害者にもさせない。」を加える。</u>
市民連絡協議会	16	3 (2) 7行目 2つ目の○	以前の施策の内容の記述となっている。	P8の2 (1)「自立を促す生徒指導」の4つの視点に修正する。
市民連絡協議会	17	3 (2) 3行目…	「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」は重要。より高く位置づける。	<u>3 (2)の4つ目の○に位置づける。</u>
教育委員	17	3 (2) 3行目…	「児童生徒のいじめをしない・させない力」に傍観者にならない環境づくり等を入れてはどうか。	「させない力」には、傍観者にならずいじめを止める力や、大人に伝える力も含む。 <u>「いじめをしない・させない・無視しない力」とする。</u>
教育委員	17	3 (2)	「発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が…」の部分について、そもそも「発達障害」という診断名なので「発達障がい」とするの医学的に違和感がある。単語としては「発達障害」という表現でよいと思われる。	新潟市では条例の定めにより「障がい」と表記することとしている。それに従い、この基本方針も「発達障がい」「障がい」の表記とする。表記については、注釈を付けて説明する場合もあるが、いじめ基本方針は、「障がい」に関する事項が主旨ではないため、注釈は付けないこととする。
教育委員	17	3 (2) 7行目	「○発達障がい…」及び「○海外から…」の項目に読点が少なく分かりづらい。	<u>以下のように修正する。</u> <u>「○発達障がいを含む、…理解を深め、個別の教育支援計画や指導計画を活用した情報共有に努める。その際、当該児童生徒のニーズや特性を尊重し、専門家の意見も踏まえた…支援を行う。」</u>

				「○海外から…多いことに留意する。 <u>そのことによるいじめが行われないよう…</u> 」
いじめ防止等専門委員	17	3 (2) 6番目の○	性自認のいじめに関して、2行目「学校として必要な対応について周知する」が分かりにくい。	「…いじめを防止するため、教職員への正しい理解の促進や、 <u>児童生徒が安心して学校生活を送るための配慮に努める</u> 」とする。
教育委員	18	3 (3) 上から5番目の○	「インターネット…注意を払う。」にSNSについても加筆してはどうか。また、この項目は日常的な懸念事項であり、より上位に記載してはどうか。	「 <u>SNS等、インターネットを通じた見えにくい…</u> 」とする。インターネットいじめは学校の教育活動内で行われることが少なく、発覚時の対処は確実に行うが、教職員に見取りの責務を課すことが困難なため、このままとする。
教育委員	18	3 (4) 1行目	「○いじめを認知したら…」以降の文章が分かりにくい。	「 <u>○いじめを認知したら、…組織で対応する。いじめを認知した教職員から…学年主任や…。</u> 」に修正する。
いじめ防止等専門委員	19	3 (4) 3行目	「いじめの疑い」の場合であっても、いじめが起こったものとして対応することで、重大化を防ぐことができる。そのことについても触れてほしい。	3行目 <u>「なお、いじめが疑われる事案についても、いじめが起こったものとして対応し、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断しない。いじめの認知は事実を丁寧に把握した後、複数の教職員で組織的に行う。」</u>
教育委員	19	3 (4) 3つ目の○	いじめを受けた児童生徒の保護者だけでなく、いじめを行った児童生徒の保護者にも「経過や今後の方針を丁寧に説明する」必要があると思う。迅速に保護者に連絡することが肝心であり、先に保護者から当該保護者へ連絡があることなどを避けることが、その後の信頼関係や対応がスムーズにいくことにつながっていく。	「 <u>いじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者</u> に対して、 <u>経過や事実、今後の対応方針を丁寧に説明する。</u> 」とし、同様の記述のある6つ目の○記載を削除する。

教育委員	19	3 (4) 一番下の○	いじめの解消について、どのような方法で見取るのか、どうかプロセスで解消に導いていくのかが十分に示されていると言えない。指導のゴールとなる部分であり、このようにして取り組み、ここまでできたら「解消」となることを明確にするとよい。	基本方針はいじめ防止の理念や方向性を示したものであり、具体的な取組手法や手順については、「いじめ対応ガイドブック」で示すこととします。
教育委員	20	3 (5) 1つ目の○	「児童生徒が…関係機関や医療機関とも連携し、チーム対応による長期のケアを行う。」について、自殺にかかる案件に関しては、特に家庭の役割も大きい。この部分にそのことを盛り込んではどうか。	「 <u>関係機関や医療機関、家庭</u> とも連携し、チーム対応…」とする。

#### 4 「第Ⅳ章 重大事態への対処」について

意見者	頁	項目	意 見	意見に対する見解
教育委員	20	2 (1)	「重大事態の意味について」の文章表記が分かりにくい。	国 <u>の基本方針</u> に基づいて表記する。 ・1行目「いじめの重大事態は、 <u>法第28条第1項</u> において以下のように定められている。□「いじめにより」とは各号に規定する…。また、二の…。二の…。 ・21頁下から9行目の一文を削除。
教育委員	21	2 (1) 上から10行目	「年間30日欠席」を目安とするのは妥当だが、数日の欠席でも深刻な場合があるため、柔軟に調査開始できるように明記すべき。	13行目に「ただし、…学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する」とある。
教育委員	23	2 (5) ① 2行目	「弁護士や心理、福祉等の適切な」→「弁護士や心理・福祉等の適切な」がよい。	「 <u>弁護士や心理、福祉等の適切な</u> 」→「 <u>弁護士や心理・福祉等の適切な</u> 」とする。
教育総務課	23	2 (5) ② 下線部	「教育委員会教育総務課課に事務局を置き」とあるが、専門委員会同様に「教育委員会に置き」でよい。	「 <u>教育委員会教育総務課課に事務局を置き</u> 」→「 <u>教育委員会に事務局を置き</u> 」とする。

教育委員	23	2 (5) ②	第三者委員会の独立性を担保するため、委員選定に外部団体の推薦を取り入れるべき。	委員の選定については、別に規則で定める。国のガイドラインでは、職能団体からの推薦により選定するとしており、現状もそのように対応している。
教育委員	23	2 (6) 5行目	「客観的な事実関係を速やかに調査する」→「客観的な事実関係の調査を心がける」がよい。	国的基本方針に準じた表記とするため、変更しない。
教育委員	23	2 (6) ① 1行目	「ていねい」→「丁寧」がよい。	「ていねい」→「 <u>丁寧</u> 」とする。
教育委員	24	2 (6) ② 上から1つ 目の○	「背景調査にあたり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景…」→「背景調査に当たっては、遺族が当該児童生徒を最も身近に知りつつ、背景…」がよい。	国的基本方針に沿った表記とする。「背景調査に <u>当たり</u> 、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景…」とする。
教育委員	24	2 (6) ② 下から3つ 目の○	文章の後半が分かりにくい。	国的基本方針に沿った表記をするところ、文章に誤りがあった。該当箇所の修正及びその下の○部分を加筆する。
教育委員	24	2 (6) ③	文章表記が分かりにくい。	国的基本方針に沿った表記のため、そのままとする。
こども 未来部	24	2 (2) ② 下から2行 目	「自殺に関する報道等に関して」の表現では、自殺の事実を大きく取り上げることを助長するような印象を受ける。	「自殺に関する報道等に関して」を削除する。
こども 未来部	26	3 (2)	文章表記を分かりやすくする。	以下のように修正する。 「再調査に当たっては必要に応じ、市長の附属機関である「新潟市いじめ問題調査点検委員会」に諮問する。」「委員の構成については、専門的な知識及び経験を有する第三者である弁護士、医師、学識経験者、そのほか市長が適当と認める者とする。」

5 「第V章 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項」について

意見者	頁	項目	意 見	意見に対する見解
			特になし	

6 その他の項目及び全体を通したご意見について

意見者	頁	項目	意 見	意見に対する見解
教育委員			基本方針のため、総論・概論的なものになるとは思うが、もう少し具体的に取組等も入れてはどうか。	具体的な取組は、施策によって変わる可能性がある。基本方針は理念や施策・取組の方向性を示すものとして位置づける。具体的な取組については、施策の中で詳細に示すこととしたい。
教育委員			子ども達の意見を取り入れることは考えているか。子どもの視点や意見を反映することは、当事者意識をより高めることにつながる。	基本方針は、市としてのいじめ防止対策の方向性を示すものであり、現行では子どもに基本方針そのものの内容を理解させたり、周知したりする前提をとつてない。今後、国の動向等を受け、検討を判断したい。
教育委員			基本方針を形骸化させず、実効性のあるものにするために様々な取組が求められる。先般の重大事態ではいじめ対応ミーティング等が学校で行われていなかったことが分かっている。学校が実際に取り組んでいることが分かるような、定期報告等の仕組みはあるか。	重大事態調査報告書の再発防止に向けた提言を受け、学校のいじめ防止の取組等について、定期点検することとしました。今年度は7月に全ての学校を対象に実施し、取組状況や職員の意識等を確認しています。今後も毎年実施する予定です。また、学校支援課の計画訪問の際にも、ミーティング記録やアンケートを点検し、いじめの取組状況を直接確認しています。
教育委員			「、」や「・」の使い方に統一性をもたせる。	再度確認して、修正します。
教育委員			同じ単語の表記が、ひらがなだつたり漢字だつたりして気になる。	確認して、統一するように修正します。
教育委員			本改定案は理念・組織・対応の枠組みを整えているが、実効性を高	基本方針は、市のいじめ防止の施策の理念や方向性を示すもの

		<p>めるために「数値目標」「透明性の確保」「外部専門家の関与基準」「研修の必修化」を制度的に裏付ける必要がある。教育委員会として、市民に対して成果を測定し公開する仕組みを整えるべき。</p>	<p>であり、数値目標や進捗状況等については市教委の教育振興基本計画及びその中間報告等で公表されています。</p>
教育委員		<p>新潟市の実態や法律をもとに、丁寧に見直しをされたと感じる。この基本方針が有効に働き、いじめのない学校、社会につながっていくことを願う。</p>	

## 令和7年度「教職員による性暴力等に係る実態把握について（調査）」の結果

学校人事課

### 1 実態把握の結果

調査票配布数	回答数	回答率	記入のあった件数	性暴力等	不適切な言動等
78,342	57,857	73.9%	28	0／28	10／28

性暴力等の実態把握のためのアンケート調査で、全市において28件の記入があったが、性暴力等に該当するものはなかった。不適切な言動等として指導が必要と思われるものが10件あった。具体的には、生徒へ「かわいい」と言った、誤って児童が着替えている部屋に入ってしまった等が確認された。記入のあった内容については、すべて児童生徒や教職員から聞き取りを行い、当該者に指導を行うとともに、保護者に報告を行った。

### 2 調査内容

#### 性暴力等の定義

性交等、わいせつな行為、児童ポルノ法違反、プライベートゾーンへの接触、盗撮、悪質なセクハラ（幼児児童生徒に不快感を与える性に関する言動）

- 不必要的性的及び身体上の事柄に関する質問・発言・会話
- 不必要的身体への接触等
- 性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動
- 電話・メール等SNSでの性的なやりとり
- 幼児児童生徒の性的な姿を撮影したり録画したりすること 等

上記の「性暴力等」の定義に基づき、これらを「受けた」「見た」「行った」ことがあるかどうかについて調査を行った。

### 3 調査対象者

新潟市立の幼稚園、小・中学校、中等教育・高等学校及び特別支援学校の幼児児童生徒、保護者及び勤務する教職員全員 \*学校に勤務する全職員が対象

### 4 調査対象期間（調査基準日 令和7年10月15日（水））

- 幼稚園 幼稚園入園～回答日
- 小学校 小学校入学～回答日
- 中学校、中等教育学校、高等学校 小学校入学～回答日
- 特別支援学校 小学部入学～回答日
- 教職員 令和7年4月1日～回答日

### 5 事実関係の把握と該当性の判断

「性暴力等」を「受けた」「見た」「行った」と記載された調査用紙について、各校園で児童生徒、保護者より管理職が聞き取りを行い、その結果について教育委員会が聞き取り調査を行った。教育委員会は事実関係を把握した上で「性暴力等」に該当するかどうかを判断した。

### 6 未然防止に向けた今後の取組について

- 調査結果をもとに、各学校園で性暴力等の防止に向けた指導、研修を実施する。
- 性暴力等が起きない環境整備の徹底を行う。
- 実態調査を定期的に実施する。